

○大東市キャラクターの使用に関する要綱

平成23年12月7日

要綱第63号

(目的)

第1条 この要綱は、大東市のマスコットキャラクター「ダイトン」並びにキャラクター「のぎきちゃん」及び「だいちゃん」（以下「キャラクター」という。）の使用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用の申込み)

第2条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申込者」という。）は、市長に対し大東市キャラクター使用承認申込書（様式第1号。以下「使用承認申込書」という。）に次に掲げる書類を添付し、申込みをしなければならない。

- (1) キャラクターの使用に伴う企画書
- (2) 申込者の概要が分かる資料
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認申込書の提出は不要とする。

- (1) 市及び市職員が業務に関し使用するとき。
- (2) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるとき。

(使用の決定)

第3条 市長は、前条の使用承認申込書の提出があったときは、その内容を審査した上で、キャラクターの使用の可否を決定し、その旨を大東市キャラクター使用（承認・不承認）決定通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。この場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を認めないものとする。

- (1) 大東市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認めるとき。
- (2) 不当な利益を得るために利用し、又は利用するおそれがあると認めるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認めるとき。
- (4) 特定の個人、営利を目的とする法人等、政治、思想又は宗教活動を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれがあると認めるとき。
- (5) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障があると認めるとき。

(6) 市長が別に定めるイラストの仕様に従ってキャラクターを使用しない、又は使用しないおそれがあると認めるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長がキャラクターの使用について不相当と認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項第4号の営利を目的とする法人等がキャラクターを使用しようとする場合において、その使用が本市の活性化及び広報宣伝に資するものと認めるときは、その使用を認めるものとする。

3 市長は、キャラクターの使用の承認決定に当たって、必要な条件を付することができる。

(使用に係る費用)

第4条 キャラクターの使用は、無償とする。

(使用期間)

第5条 キャラクターを使用できる期間は、使用の承認決定のあった日の属する年度の末日までとする。

2 使用の承認決定の期間満了後において、引き続きキャラクターを使用しようとするときは、期間満了前に新たに第3条の使用の承認決定を受けなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、使用の承認決定を受けた者（以下「使用者」という。）で当該承認決定に係る物品の在庫を抱えるものは、当該承認決定における期間満了後においても当該在庫を処理するまでの間は、引き続きキャラクターを使用することができるものとする。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用の承認決定を受けた用途のみに使用すること。

(2) 市長が別に定めるイラストの仕様を遵守すること。

(3) 第3条第3項の規定により付された条件に従って使用すること。

(4) 「ダイトン」を使用する場合においては、原則として、物品等に大東市のマスコットキャラクターであること及び「ダイトン」の表記を適正に付すること。

(5) キャラクターの使用に係る物品等の完成見本を、使用前に市長に提出すること。この場合において、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等の提出をもって代えることができる。

- (6) 使用の承認決定によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は継承しないこと。
- (7) 商標、意匠等の登録出願を行わないこと。
- (8) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令を遵守すること。
- (9) 物品等の製造を第三者に委託する場合は、受託者がこの要綱の規定に違反することがないように管理監督責任を負うこと。
- (10) キャラクターの使用に係る物品等の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。

（使用変更の承認）

第7条 使用者は、使用の承認決定を受けた内容について変更しようとするときは、速やかに大東市キャラクター使用変更届出書（様式第3号）に必要な書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更の届出があったときは、その内容を審査した上で、当該変更の承認の可否を決定し、その旨を大東市キャラクター使用変更（承認・不承認）決定通知書（様式第4号）により、使用者に通知するものとする。

3 使用者は、変更の届出の承認後においても、前条の規定を遵守しなければならない。

（使用承認の取消し等）

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターの使用の承認決定を取り消すものとする。この場合において、市長は、その旨を大東市キャラクター使用承認決定取消通知書（様式第5号）により、使用者に通知するものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用の承認決定を受けたと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定により使用の承認決定を取り消された使用者は、使用の承認決定により作成された物品等をいかなる場合であっても使用してはならない。

3 使用の承認決定を受けずにキャラクターを使用した場合又は使用の承認決定を取り消したにも関わらずその使用を中止しない場合は、市長は、使用者等に対してその使用の差し止め等の請求又は必要な指示等を行うことができる。

4 キャラクターの使用の承認決定の取消しにより使用者に生じた損害について、市は、

その責めを負わない。

(使用状況の報告)

第9条 使用者は、キャラクターの使用期間終了後その他市長が必要と認めるときは、使用状況について速やかに大東市キャラクター使用報告書(様式第6号)に必要な書類を添付して、市長に報告しなければならない。

(損害等の責任)

第10条 使用者がキャラクターの使用によって、又はキャラクターの使用に係る物品等を原因とする事故等により第三者に対して与えた損害等については、市は、損害賠償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年要綱第27号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年要綱第54号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年要綱第110号)

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に存する旧様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号(第2条関係)

大東市キャラクター使用承認申込書

年 月 日

(あて先)大東市長

(申込者)住 所
団 体 名
代表者氏名
(法人にあつては、事務所の所在地及び代表者の氏名)

キャラクターの使用について、大東市キャラクターの使用に関する要綱第2条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

使用キャラクター名	
使用目的及び使用方法(媒体等)	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
使用数量	
販売予定価格	・有償(売価 円(税込)) ・無償
添付書類	・キャラクターの使用に伴う企画書 ・申込者の概要が分かる資料 ・その他()
担当者	(所属、氏名、電話番号等)

様式第2号(第3条関係)

大東市キャラクター使用(承認・不承認)決定通知書

第 号
年 月 日

様

大東市長

年 月 日付けで申込みのあったキャラクターの使用について、大東市キャラクターの使用に関する要綱第3条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

決 定 の 内 容	・承認する ・不承認とする
承 認 番 号	第 号
使用キャラクター名	
使用目的及び 使用方法(媒体等)	
使 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日
使 用 数 量	
販 売 予 定 価 格	・有償(売価 円(税込)) ・無償
承 認 の 条 件	
不 承 認 の 理 由	

様式第3号(第7条関係)

大東市キャラクター使用変更届出書

年 月 日

(あて先)大東市長

(届出者)住 所
団 体 名
代表者氏名
(法人にあつては、事務所の所在地及び代表者の氏名)

年 月 日付け大東 第 号で承認決定を受けたキャラクターの使用について、内容を変更したいので、大東市キャラクターの使用に関する要綱第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

承認番号	第 号	
変更内容	変更前	変更後
変更の理由		
添付書類	・変更の内容が確認できる資料 ・大東市キャラクター使用承認決定通知書 ・その他()	
担当者	(所属、氏名、電話番号等)	

様式第4号(第7条関係)

大東市キャラクター使用変更(承認・不承認)決定通知書

第 号
年 月 日

様

大東市長

年 月 日付けで届出のありましたキャラクター使用の変更について、大東市キャラクターの使用に関する要綱第7条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

決 定 の 内 容	・承認する ・不承認とする	
承 認 番 号	第 号	
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
承 認 の 条 件		
不 承 認 の 理 由		

様式第5号(第8条関係)

大東市キャラクター使用承認取消通知書

第 号
年 月 日

様

大東市長

年 月 日付け大東 第 号で承認決定したキャラクターの使用については、大東市キャラクターの使用に関する要綱第8条の規定により、下記の理由により承認決定を取消すことに決定したので通知します。

記

取消しの理由

様式第6号(第9条関係)

大東市キャラクター使用報告書

年 月 日

(あて先)大東市長

(報告者)住 所
団 体 名
代表者氏名
(法人にあつては、事務所の所在地及び代表者の氏名)

年 月 日付け大東 第 号で使用の承認決定を受けたキャラクターの使用状況について、(使用期間が終了した・市長から求めがあった)ので、大東市キャラクターの使用に関する要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

承認番号	第 号
使用キャラクター名	
使用方法(媒体等)	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
使用数量	
販売数量	(販売目的でない場合は、記入不要)
販売価格	
成果等	
担当者	(所属、氏名、電話番号等)

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第7条関係)

様式第5号 (第8条関係)

様式第6号 (第9条関係)